

極上の会津観光素材撮影業務仕様書

1. 業務の目的

会津地域における観光素材をより効果的に宣伝し、誘客に繋げるため、会津地域の史跡や風景、自然、イベントについて、雑誌やテレビなどで利用したくなるような動画や写真を撮影することを目的とする。

2. 業務内容

会津17市町村における、春から夏にかけての観光素材の動画及び写真の撮影

(1) 動画

- ①会津地域の17市町村全てにおいて、史跡、風景、自然、イベントいずれかを各季節（春、夏）1素材以上撮影すること。
- ②1素材につき、5分間程度の長さとする。
- ③商用で利用されることを意識し、高画質・高精細なものとする。
- ④不特定多数の者が二次利用することができるよう、映像内の肖像権や施設における許可等問題のないものとする。また、BGMやナレーションなどは入れないこと。
- ⑤素材の半数以上は、ドローンを使用した空撮を用いること。
- ⑥素材によってはウェアラブルカメラを使った撮影を行うなど、各素材の魅力を最大限生かすことのできる撮影方法とすること。

(2) 写真

- ①動画撮影と合わせて写真撮影を行うこと。
- ②1素材につき、10枚以上の写真とすること。
- ③商用で利用されることを意識し、高画質・高精細なものとする。
- ④不特定多数の者が二次利用することができるよう、映像内の肖像権や施設における許可等問題のないものとする。

3. 委託期間

契約締結日から平成29年9月30日まで

4. 委託費上限額

2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（但し、上記の金額には、交通費やモデル経費等の撮影に係る経費、納品に係る経費等を含む。）

5. 成果品

収録した観光素材の一覧、動画及び写真のデータをハードディスク等に記録し、1部提出する。

6. 納入場所

極上の会津プロジェクト協議会事務局（会津若松市観光課）

7. その他

- ① 成果品の所有権は全て発注者に帰属することとする。
- ② その他仕様がないものは、発注者及び受注者の間において協議のうえ決定するものとする。
- ③ 内容等に変更が生じた場合には、発注者及び受注者の間において対応を協議する。
- ④ 撮影する素材や撮影時期等は、発注者及び受注者の間において協議のうえ決定するものとする。
- ⑤ 野外での撮影は、適切な天候下において行うこととする。
- ⑥ 撮影にあたって必要となる撮影の許可や、不特定多数の者が成果品を二次利用するための手続き等は受注者がすべて行うこと。